

# daily コラム

2010年1月22日(金)

〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-18-3-5F

㈱メディカル保険サービス TEL 03-6808-1441 FAX 03-6808-1442

Email: info@medical-hoken.com

米在住の外科医 5億円申告漏れ

## PE有無の判断 慎重に！

外国人（正しくは「非居住者」といいます）であっても日本で所得を得れば（この所得のことを「国内源泉所得」と言います）日本の所得税が課税されます。その課税方式は、その外国人が日本にPEを持って所得を得ているか否かで異なります。PEがあれば、源泉分離課税に加えて総合課税の確定申告義務を負い、PEがなければ、源泉分離課税で課税関係が終了します。これが、国内税法の原則的な定めです。

PEですが、permanent establishmentの略で、通常、「恒久的施設」と呼ばれています。具体的には、支店PE（工場、事務所、営業所等）、建設PE（国内において行う建設、プラントの組み立て等の作業所）、代理人PE（契約締結等の代理）に分けられています。

### （1）国内税法に優先する租税条約の存在

この国内税法の定めに対して、一般的には、その外国人の居住地国と租税に関する2国間の取決め（租税条約）があり、日本で得た所得であっても、日本にその外国人のPEがなければ、一定の所得については、日本では課税しないとする条約優先の規定があります。

### （2）世界的権威の外科医 5億円申告漏れ

過日、新聞報道でも話題になった、米在住の世界的権威の脳神経外科医が日本の病院で手術をし、得た収入が3年間で5億数千円であったが、日本では申告しておらず、国税当局は、所得税及び消費税の申告を求めた、という内容のものです。

これに対し、外科医は「顧問の会計士は、日米租税条約では、**日本にPEがなければ、外科医のような自由職業者の所得について、日本では課税しないことになっている**ので申告の必要はないと言われた」とコメントしています（詳細は不明）。

### （3）問題の所在（PEの事実認定）

実際、外科医は日本に事業所、手術施設等のPEを有していませんので、条約の定めからすれば日本に課税権はありません。

しかし、問題になったのは次の点でした。国税局は実態を調査。外科医と患者や病院との連絡やスケジュール調整を都内の医療機器販売会社に担わせていたことから、この会社を、外科医の代理人としてのPEと認定。この認定によって、日本での課税権が生じたようです。これは、外科医にとっても想定外だったでしょう、過去にも個人が代理人PEを持つと認定されたことがないようで、PEの有無の判断に慎重にならざるを得ません。



国際化、PEなければ課税なし、その判断が大変！